

# 「いじめ」にあったら

まず学校へ相談ください。

- ・いじめは、深刻化を防ぐことが大切です。いじめの中には、加害者が「いじめ」と思っていないことがあります。できるだけ早く対応するためにも、早めにご相談ください。
- ・被害者の保護者の方が「あなたにも非があるのだから、がまんしなさい」と言うことがあります。いじめは、大きなストレスですので、がまんさせることで心に大きな傷を負わせることがあります。がまんは厳禁です。
- ・相談は、学級担任、学年職員、生徒指導主事、養護教諭、スクールカウンセラー、管理職が受け付けます。相談しやすい教職員へ相談ください。
- ・性的なこと、暴力を受けた、金品などを奪われた等の被害がある場合、警察への相談をおすすめします。学校には捜査権がありませんので、解決が難しいこともあります。また、ネット上への書き込みを学校が調べることもできません。このような場合は、警察等の協力が必要になります。